

だい かい がつ か  
第7回（9月8日）

ちいきせいかつ ささ たいけい あ かた かいめ とう  
地域生活を支えるサービス体系の在り方について（1回目）等

- 障害者から支援費制度に対する期待や具体的な生活の例を出してもらい、対応の在り方を考えると良いのではないか。
- 自立生活センターを利用している全身性障害者の半数は一人暮らしであり、同居する親族から介助を受けている人の中でも一人暮らしへの希望は強い。また、全身性障害者の介助サービスについて、全体介助の必要な人、一人暮らしの人、東京や大阪に居住する人は利用時間が長い。
- 身体障害者は、家事援助よりも身体介護を多く希望している。事業者が支援費の単価が低いサービスを行わないことが不安。
- 当初のアセスメントで、サービスを利用しようとする本人の希望を聴き、サービス提供を行う中でより本人の能力を把握し、自らが生活できる部分は引き出していく支援の形となる。その場合、ヘルパー、コーディネーターなどの調整役との連携が必要。
- 自立に向けたサービスの在り方を考え、提供していくことが重要。
- サービス利用を希望する個人のニーズと支給量の関係に着目し、ニーズをどれくらい達成していくかという問題が重要。
- サービス支給量とニーズとの関係に加え、自立の経験や社会参加の度合いとの関係も調べる必要がある。
- 障害者のニーズに基づく支給量となっているかが重要であり、ケアマネジメントの手法により総合的な支援を行える体制とすることが重要。
- ケアマネジメントについて、障害者はこれまでの受け身の姿勢を変える必要があるのではないか。
- 高齢者の尊厳を支えるケアを実現するためには、地域における包括的なケアが必要。また、家族介護を前提とせずに居宅サービスを設計すること、施設が新しい機能、役割を地域に展開していくことが必要。

- どのようなケアを目標とするのかを明確に提示することが、国民の負担をいただく前提。また、介護保険制度は、ニーズが増大すればサービスを制約することなく伸ばし財源調整を行うこと、被保険者・負担者がお金が公正に使われているか、サービスの質を管理し、サービスがニーズに対応しているかのチェックが可能な仕組み。介護保険制度の仕組みを使いながら、障害者ケアにふさわしい仕組み、システムを議論することが重要ではないか。
- 支援費制度における支援には、介護と社会参加の両面の要素があり、介護保険制度につながっていく要素もあるのではないか。また、従来の施設体系にとらわれない形態を活用していく必要があるのではないか。
- 介護を得ながらでも働き、社会を支える側に回りたいと考えている障害者（チャレンジド）があり、単に介護の量を増やすのではなく、誇りを持って生きていけるようにするためにどうすべきかを議論する必要がある。

だい かい がつ にち  
第8回（9月30日）

ちいせいかつ さき たいけい あ かた かいめ とう  
地域生活を支えるサービス体系の在り方について（2回目）等

- ホームヘルプサービスでは担えない送迎や一時預かりのニーズへの対応を、県単・市単事業で行っている。ホームヘルプサービスの便宜の内容の見直しが必要。
- 支援費サービス量・予算に限りがあり、契約について利用者も事業者も早い者勝ちになっている。また、事業者は、当面の安定的運営、利益確保のために、一定数の利用者を囲い込み、定型的なサービスを提供することとなり、利用者の利便性を欠く危険性がある。
- 高齢者デイサービスの利用者は要介護度の低い者が利用するが、障害者デイサービスは逆。デイサービスの利用に対するイメージの転換が必要。また、デイサービスの提供時間を確保するためには、送迎時間の長さがネックになっている。重度の障害者や障害児に対するサービスを具体的にどのように充実させていくかを考える必要がある。
- 利用者のニーズに対応して、若年ヘルパー、男性ヘルパー、ガイドヘルパーの増員が重要。また、障害者がヘルパーを希望するのは、これまでできなかったことをできるようになりたいからであり、そこにはエンパワメントの視点が入ってくる。
- 入所施設と異なり、地域では生活の場と日中活動の場が別々になる。生活の幅の広がりに対応してサービスの層も厚くする必要がある。また、公助のみでニーズを賄うことは、一人の施設、世界一小さい入所施設のようなもの。地域とのつながりを実現するには、ケアマネジメントの手法を活用しながら、インフォーマルサービスを加え、地域の力を活用し、地域を育していく視点を取り入れることも重要。
- サービスの利用者がどのような生活をしたいのかを基本にした介護であるべき。また、私的サービスについて考えることも重要なだが、住宅・交通など様々な社会政策を含めて障害者を取り巻く環境を考えることも必要。
- 市の予算の使い方を考慮する必要がある。ある地域では、重度の知的障害者に月200時間しかホームヘルプサービスを使っていないところがあり、これで地域生活が維持できるか不安。レスパイトサービスよりもホームヘルプサービスを優先すべきではないか。

- 地域福祉において、従来のフォーマルサービスだけでなく、インフォーマルサービスを含む地域資源を有効に活用することが重要。
- 一般論として、自薦ヘルパー方式は尊重されるべきと考えているが、資格や費用の支払い方法で不明瞭を感じたケースがあったので、当事業所では断ったこともある。
- 新たなサービスを無理につくって行かなくても、現行のサービスの幅を広くしたり、柔軟性を増したりすることによっていろいろなことがカバーできるのではないか。
- 現行のサービスを前提とせずに、障害者向けのサービスとは何なのかのサービス論を議論していくことが必要。
- ニーズとサービスの調整の仕組みと、インフォーマルケアを組み合わせて地域をつくっていくことを車の両輪として組み上げ、それらをベースに制度を考えていくことが必要。

だい かい がつ か しりょう  
第9回（10月14日）資料  
きよたくしえん じぎょう かん おも いけんとう  
居宅支援3事業に関する主な意見等

ぎろん ひつよう ぐたいてき  
1. 議論が必要な具体的なニーズ

きよたくしえんぜんばん  
(1) 居宅支援全般

- にゅうしょしせつ いちじきたくちゅう かいじょ しえん  
①入所施設から一時帰宅中の介助といった支援  
いりょうてき たい たいおう  
②医療的ケアに対する対応

(2) ホームヘルプ

- たと しきん てんとう とっぱつとき お たい すみ たいおう  
①例えは失禁、転倒、パニックといった突然的に起こることに対する速やかな対応  
じかんたいせい たいきしゃ きんきゅうはけん おこな きんきゅうかいじょはけん  
②24時間体制で待機者がいて緊急派遣を行う緊急介助派遣のようなサービス  
しょくば がっこう かいじょ  
③職場や学校での介助  
たと じちたいしたんどくじぎょう ほうかご しょうがいじどうあず ばしょ むにんか  
④例えは、自治体単独事業としての放課後の障害児童預かりの場所や、無認可  
さぎょうじょ かつどう ば かいこしょん にな じゅうぶんそろ  
作業所といった活動の場において、介護支援を担うスタッフが十分揃っていない  
ばあい しんたいかいじょとう  
い場合の身体介助等  
じゅうど ちょうかくしようがいしゃ じょうほう たい しえん  
⑤重度の聴覚障害者について、情報、コミュニケーションに対する支援  
つうきん つうがくとう にちじょうてき こうじょうてき いどう たい しえん  
⑥通勤・通学等の日常的かつ恒常的な移動に対する支援  
じへいしようしゃ たい いどう かいご みまも しえん  
⑦自閉症者に対する移動介護における見守りとしての支援  
いどうかいご こうきょうこうつきかんいがい いどうしゅだん じかようしゃとう  
⑧移動介護における、公共交通機関以外の移動手段（自家用車等）  
いどうかいご しゅくはく ともな がいしゅつ  
⑨移動介護における、宿泊を伴う外出  
ちょうふくしようがいしゃ じょうほう しえん ぎろん ひつよう  
⑩ろう重複障害者にこそ、情報・コミュニケーション支援について議論が必要。  
しかくしようがいしゃ もっと ひつよう から りょうてづ  
⑪視覚障害者に最も必要なガイドヘルプサービスに関して、利用手続きの  
かんそか ひつよう  
簡素化が必要。

(3) デイサービス

- たと がっこう ほごしゃ しょくば じたくがい  
①例えは学校からセンターへ、センターから保護者の職場へといった自宅外への  
そうげい 送迎  
しょうがい ちゅうがくせい こうこうせい ほうかご なつやす かん たいおう  
②障害のある中学生や高校生の放課後や夏休みに関する対応

(4) ショートステイ

- しせついがい うけいれ きょうどうさぎょう とう じゅたくさき だんりょくか  
①施設以外での受入（共同作業やデイサービスセンター等）、受託先の弾力化  
つうしょしせつ しゅくはく うけいれ

## 2. その他

### (1) 地域生活支援に関する理念等

- ①これからは、施設サービスから在宅サービスの充実へシフトさせること  
が必要
- ②障害者のホームヘルプは、自宅における介護だけではなく、自立して社会で暮らすということをサポートすることである
- ③自立に向けたサービスの在り方を考え、提供していくことが重要
- ④エンパワメントの視点が重要
- ⑤障害者の介助サービスは、障害者のニーズに応じて時間、対象、サービス内容の3つについて無制限であるべき
- ⑥パーソナルアシスタント、ダイレクトペイメントの検討が必要
- ⑦ホームヘルプサービスの国庫補助基準は、NPOを含め提供基盤が整備されている  
としぶ  
都市部のサービス状況と町村のサービス状況に格差があることから、一律  
きじゅん  
の基準ではなじまない

### (2) 生活ニーズに応じたサービス提供の在り方

- ①公的サービスを弾力的・柔軟的な運用することで利用者ニーズの多くに対応可能
- ②公助のみでニーズを賄うことは、一人施設化（世界一小さい入所施設）。ケアマネジメントの手法を利用しながらインフォーマルサービスを加えるほうが、  
生活の幅に広がりができる
- ③現状で用意されている公的サービスの範囲を超えてニーズがある場合は、それを県や市町村に認識してもらい、欲しいサービスがなかったら作ってもらうよう活動しなければならない。
- ④ホームヘルプサービスをはじめとする現行のサービスについては、当事者の生活ニーズに合ったサービスが提供できるよう、柔軟に実施できる仕組みが必要。
- ⑤制度の柔軟性は必要だが、納税者である国民が納得できる客觀性や根拠を示し、合意を得ることが前提。
- ⑥サービスメニューを固定して、それに縛られるよりも現状の大まかな枠で良いのではないか。なお、制度の柔軟性はケアマネジメントやサービス調整の仕組みとセットであることが必要。

### (3) 財源の確保、サービス量の確保

- ①サービス提供事業者について、特に町村部について事業者の確保が必要  
②日常生活支援のサービスを提供する事業者数が少なくその確保が必要  
③移動介護の単価は低いため、移動介護を行う事業者が少なく、その確保が必要  
④地域に移行するためには、ショートステイ事業を増やすことが必要  
⑤ショートステイがないため、市の単独事業でグループホームの寮を使って対応している

- ⑥全身性障害者の居宅支援に関するニーズの内、ホームヘルプサービスとして  
公的に提供すべき内容と範囲について検討し、市町村が行なう支給量決定の  
勘案基準等の策定を図ることが必要  
⑦ガイドヘルパーについて、身体介護を伴う場合と伴わない場合の判断を含む  
最低限の基準を定めることが必要

### (4) その他

- ①障害者(児)の地域生活支援の在り方を検討するに当たっては、三障害を一体的に  
捉えることが必要であり、精神障害者の地域生活支援の検討会とも連携しながら  
進めるべき。  
②知的障害者本人も構成員に加えるなど、当事者の意見がより適切に反映される  
よう運営上の工夫を行うべき。  
③サービスの在り方についての議論を深めるため、ワーキンググループを設けるなど、運営上の工夫を行うべき。

だい かい がつ にち しりょう  
第10回（10月28日）資料

しゅうろう す しんし さく かん おも い けんとう  
就労・住まいの支援施策に関する主な意見等

(1) 就労

- ① チャレンジド（障害者）が自立して納税者となる社会をつくっていくことが望ましい。
- ② 介護を得ながらでも働き、社会を支える側に回りたいと考えているチャレンジド（障害者）があり、単に介護の量を増やすのではなく、誇りを持って生きていけるようにするためにどうすべきかの議論が必要。
- ③ 視覚障害者向けの授産施設等や第3セクター方式による企業の開設の促進等、視覚障害者の雇用促進
- ④ 通勤の困難な重度障害者等を念頭に、在宅就業におけるIT活用の推進
- ⑤ 在宅就業を行う障害者の仕事の受発注や技能の向上に係る援助を行なう支援機関の育成、支援等の充実
- ⑥ 障害者の就業面と生活面での支援を一体的に行うため、障害者就業・生活支援センターを通じた支援の促進
- ⑦ 授産施設及び小規模作業所が、企業等における雇用に一層効果的につなげていくことができるよう、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助事業を活用するほか、適切な方法で施設外授産を行う。
- ⑧ 障害者が一人しかいないような小規模の職場におけるコミュニケーションの支援が不十分。家族や地域との調整などを行う生活支援の機能が必要。
- ⑨ 介護を受けながら働く人と、働きたくても働くことが困難な人とを分けて議論すべき。
- ⑩ 介護を受けながらでも働き、社会を支える側に回りたいと考えている障害者が多い。単に介護の量を増やすのではなく、誇りを持って生きていけるようにするためにどうすべきかを議論することが必要。
- ⑪ 「入れ物・器」の議論ではなく、例えば、福祉的就労から一般雇用へ移行させるシステムをどのように構築するかといった「機能」の議論をすべき。
- ⑫ 障害者が働くことを行政の力だけでなく、その可能性を広げようと活動する者と企業の参画により支援することが必要。

⑯職業リハビリテーションにより、一般雇用や福祉工場での雇用につなげていくことが求められており、施設の多様な実態を踏まえ、一般雇用と福祉的就労の線引きを考え直すことが必要。

## (2) 住まい

①ろう重複障害者が利用できるような福祉ホームの規制緩和や運用の見直し

②重症心身障害者福祉ホームの創設

③グループホームの世話人の業務と質の向上

④グループホームにおいてより多くの支援を必要とする者（重度障害者）への対応の必要性

⑤身体障害者向けのグループホーム制度の創設

⑥民間のアパートや公営住宅について、障害種別間の入居要件（単身生活の可否等）の格差の是正

⑦グループホームや民間のアパートに生活する障害者への家賃補助

⑧親亡きあとの当事者の家をグループホームとして活用するなど、地域の資源を有効に活用していけば生活の根拠ができ、社会参加につながる

⑨施設から地域への流れを具体的に押し進めるための取組みとして、グループホームの整備を一層進めていくことが必要。

# だい かい がつ か しりょう 第11回（11月14日）資料

そだんしえん かん おも いけんとう  
相談支援、ケアマネジメントに関する主な意見等

## 1. 障害者基本計画及び障害者ケアガイドラインにおける位置づけ

### （1）障害者基本計画における位置づけ

- みちか そだんしえんたいせい こうちく じっしたいせい せいび  
①身近な相談支援体制を構築するため、ケアマネジメント実施体制の整備やケアマ  
ネジメント従事者の養成を図る。なお、これらの相談窓口は、様々な障害種別に  
たいおう そだんしえんたいせい じゅうじしゃ ようせい はか そだんまどぐち さまざま しょがいしゅべつ  
対応して総合的な運営を図る。
- しちょうそん ちゅうしん そだん しえんたいせい じゅうじつ はか きよてん  
②市町村を中心とした相談・支援体制の充実を図り、これを拠点としてケアマネ  
ジメント体制を整備する。

### （2）障害者ケアガイドラインにおける位置づけ

- しょがいしや ちいきせいかつ しえん かんてん しょがいしや かつよう  
①障害者の地域生活を支援する観点から、障害者ケアマネジメントを活用した  
そだんしえん じゅうよう しちょうそん みずか じっし とどうふけんおよ しょがいしや  
相談支援が重要である。
- しょがいしや いたく そだんしえんじぎょう じっし しちょうそん みずか じっし とどうふけんおよ しょがいしや  
②障害者ケアマネジメントは、市町村が自ら実施するか、都道府県及び市町村が  
委託している相談支援事業において実施する。
- しょがいしや ふくしじむしょ こうせいそだんしょ ほけんじょおよ せいしんほけんふくし  
③障害者ケアマネジメントは、福祉事務所、更生相談所、保健所及び精神保健福祉  
センターにおける相談業務においても活用すべきである。

## 2. 議論が必要と考えられる事項

- しえんひせいど えんかつ うんえい しょがいしや ちいき なか じりつせいかつ いっそう そくしん はか  
①支援費制度の円滑な運営と障害者の地域の中での自立生活の一層の促進が図ら  
れるよう、相談支援及び地域生活支援体制の拡充について支援をすることが  
ひつよう  
必要。
- かんけいしや にんしき ひく そだんじぎょう しょがいしゅべつ おこな  
②関係者のケアマネジメントへの認識は低く、相談事業も障害種別ごとに行われ  
ているなど相談支援に関する取り組みが不十分。
- しょがいしや しゅし そ しゅほう もち  
③障害者ケアガイドラインの趣旨に沿って、ケアマネジメントの手法を用いた  
そだんしえん おこな ちいき すぐ  
相談支援を行っている地域が少ない。
- しょがいしやふくし い ち かんが  
④障害者福祉におけるケアマネジメントの位置づけについてどう考えるか。また、  
しえんひ しきゅうしんせい しきゅうけってい そだんしえん かんけい  
支援費の支給申請・支給決定と相談支援、ケアマネジメントの関係について  
かんが  
どう考えるか。
- そだんしえん おこな じぎょうしゃ ちゅうりつてき たちは たずさ  
⑤相談支援を行う事業者は、中立的な立場でケアマネジメントに携わることが  
のぞ 望ましい。

- ⑥ケアマネジメントの実施主体はどうあるべきか。
- ⑦ケアマネジメント従事者を資格化する必要があるのではないか。
- ⑧障害者ケアマネジメントも、介護保険制度におけるケアマネジメントと同様に事業として位置づける必要があるのではないか。
- ⑨セルフケアマネジメントについてどう考えるべきか。
- ⑩地域におけるサービスの現状の把握や社会資源の開発、改善等を行うサービス調整の仕組みや位置づけをどう考えるべきか。
- ⑪サービス事業所を持たない相談支援機関は、経営面での安定性について懸念がある。
- ⑫ケアマネジメントについて、高齢者と障害者との違いや、身体障害者と知的障害者との違いを強調するのではなく、個々が違うことを前提に考えることが必要。

# だい かい がつ にち しりょう 第12回（11月26日）資料

きょうきゅう さき きばん ざいげん じんざいめん かん おも いけんとう  
サービス供給を支える基盤（財源、人材面）に関する主な意見等

## 1. 財源

- ①ホームヘルプサービスをはじめとする在宅サービスについて、国の責任において財源を確保し、二分の一相当額を確実に市町村に助成するべき。
- ②障害者プランの方向性に沿って、施設サービス重視から在宅サービス重視に施策をシフトさせ、施設支援から居宅支援への財源配分の変更を図るべき。
- ③施設から在宅への流れを、具体的にどのように構築していくかが重要。その際、厳しい財政状況や施設入所者と在宅生活者の負担のアンバランスがある中で、限られた財源の配分を工夫することが重要。
- ④財源とサービスをどう融合させるかを考えることがこの検討会では必要。その人らしい自立した生活を支える、という理念に異論はなく、サービスの在り方論も長い間議論してきた。それを支える財源が問題。
- ⑤地方分権化の流れの中での障害者施策における国や都道府県の役割、介護保険との関係等も本検討会において議論が必要。
- ⑥支援費サービス量・予算に限りがあり、契約について利用者も事業者も早い者勝ちになっている。また、事業者は、当面の安定的運営、利益確保のために、一定数の利用者を囲い込み、定型的なサービスを提供することとなり、利用者の利便性を欠く危険性がある。
- ⑦今は、全障害者に占めるサービスの利用者数は少ないが、潜在的利用者を考慮すると、今後、その増大が見込まれる。今年度や来年度の予算の議論では済まず、抜本的な制度の見直しが必要。
- ⑧財源の仕組みとして、介護保険を乗り越えてきた自治体の力を信じ、自治体が持てる力を発揮できるような仕組みとする必要があるのではないか。
- ⑨どのようなケアを目標とするのかを明確に提示することが、国民の負担をいただく前提。介護保険制度の仕組みを使いながら、障害者ケアにふさわしい仕組み、システムを議論することが重要ではないか。
- ⑩サービスの充実及び財源の確保を図り、真のノーマライゼーションの理念を実現するため、支援費制度と介護保険制度の整合性を図るとともに、現在の介護保険制度見直しの議論の中で、十分な議論をすべき。

- かいごほけんせいど みなお あわ しえんひせいで いこう ぎろん じきしようそう  
⑪介護保険制度の見直しに併せて支援費制度の移行の議論をすることは時期尚早。  
しょひぜい ふく くに さいげん あかた ぎろん たいしょう  
消費税も含めて国の財源の在り方について議論の対象にすべき。
- くに きよたくせいかつしえんひ よさん しせつくんれんとうし えんひ どうよう ぎむてきけいひ  
⑫国は、居宅生活支援費の予算を施設訓練等支援費と同様に義務的経費にすべき。

## 2. 人材

### (1) 量の確保

- しょひがいしゃ にな ふそく とく だんせい  
①障害者のホームヘルプサービスを担うヘルパーが不足している。特に、男性へ  
ルパーやガイドヘルパーの確保が困難である。
- しょひがいしゃ じゅうじしゃ ふそく  
②障害者ケアマネジメント従事者が不足している。
- ちょうかくしょひがいしゃ しかくしょひがいしゃ たい じょうほう  
③聴覚障害者、視覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援に当たる者、  
そくだんいん ふそく  
相談員が不足している。
- ここ しょひがいしゃ そくおう ちいま しげん  
④個々の障害者のニーズに即応できる地域のサービス資源として、ボランティア  
いつそう かくほ ひつよう  
のより一層の確保が必要である。
- しょひがいしゃ こじん かいごしゃ ひつよう いちりつ  
⑤障害者は、それぞれの個人にあった介護者を必要としており、これに一律のヘ  
しかく あ  
ルパー資格を当てはめるべきではない。

### (2) 質の確保

- しょひがい じゅうどか たようか すす なか しえん あ もの せんもんせい しえんぎじゅつ こうじょう  
①障害の重度化や多様化が進む中で、支援に当たる者の専門性や支援技術の向上  
のために、支援に当たる者や事業者の努力と、行政の支援が必要である。
- まどぐち しょううそんしょくいん せんもんでき ちしき けいけん かくほ ひつよう  
②窓口となる市町村職員の専門的な知識・経験が確保される必要がある。
- しょひがいしゃ じゅうじしゃ しつ こうじょう けいぞくでき すす  
③障害者ケアマネジメント従事者の資質の向上を継続的に進めるべきである。
- しえん あ もの しつ たんほ うえ だいさんしゃひょうか すす ひつよう  
④支援に当たる者のサービスの質を担保する上で、第三者評価を進める必要があ  
る。
- しょひの質の評価は、当事者が決めるべきである。
- とうじしゃ ようせい せんもんせい ひょうか  
⑥当事者によるヘルパー養成のプロセスも、専門性として評価するべきである。

【参考】

「障害者(児)の地域生活支援の在り方に関する検討会」の開催状況

5月26日 (第1回)	○障害者(児)の地域生活支援施策の現状 ○今後の進め方について
6月9日 (第2回)	○委員からの意見発表(1回目)
6月24日 (第3回)	○委員からの意見発表(2回目)
7月17日 (第4回)	○関係者からのヒアリング(1回目) 重症心身障害児(者)関係 知的障害者本人 地域ケア・ネットワークの実践例(滋賀県) ○データ収集の進め方について(1回目)
7月30日 (第5回)	○関係者からのヒアリング(2回目) 自閉症関係 地域ケア・ネットワークの実践例(横浜市、北信圏域) ○データ収集の進め方について(2回目)
8月26日 (第6回)	○関係者からのヒアリング(3回目) 海外の動向(米、スウェーデン、英、独)
9月8日 (第7回)	○地域生活を支えるサービス体系の在り方について(1回目) ○高齢者介護研究会報告書について(報告) ○平成16年度概算要求について(報告)
9月30日 (第8回)	○地域生活を支えるサービス体系の在り方について(2回目) ○支援費制度の施行状況調査(抽出調査分の報告)
10月14日 (第9回)	○地域生活を支えるサービス体系の在り方について (3回目、ホームヘルプサービス等居宅支援サービスについて)
10月28日 (第10回)	○地域生活を支えるサービス体系の在り方について (4回目、就労、住まい等の施策について) ○居宅生活支援サービスの利用状況調査(報告)
11月14日 (第11回)	○平成15年度ホームヘルプ予算の執行について(報告) ○サービスを適切に供給していくためのシステムの在り方について ○地方3団体からのヒアリング(1回目、全国知事会)
11月26日 (第12回)	○サービス供給を支える基盤の在り方について ○地方3団体からのヒアリング(2回目、全国市長会、安芸たかた広域連合(全国町村会推薦))
12月12日 (第13回)	○今後の検討会の進め方等